ＣＯ$_2$ゼロ　ホームバリュープラン
ＣＯ$_2$ゼロ　ビズバリュープラン
（選択約款）

株式会社エコア

2026 年　10 月　1 日実施

＜　目　　次　＞

１．対象となるお客さま..... 1
２．選択約款の変更 1
３．用語の定義 1
４．契約の締結 1
５．使用量の算定 2
６．当社が供給するガスの条件..... 2
７．二酸化炭素排出量の算定..... 2
８．Ｊクレジットの無効化処理..... 2
９．料金 2
10. 精算について 2
11. 名義の変更 2
12. 契約の変更または解約..... 3
13. 契約の中止 3
14. その他 3
付　則 3
別表第１．適用する料金表..... 4
別表第２．二酸化炭素排出量の算定方法..... 5

１．対象となるお客さま

この選択約款は、ガス需給約款の適用を受け、当社の定める主契約料金表（ホームバリュープラン又はビズバリュープラン。以下「主契約料金表」といいます。）の適用を受ける、又は受けようとするお客さまで、当社所定の方式により本選択約款の適用をお申し込みいただき、当社が承諾したお客さまを対象として、ガス需給約款とあわせて適用いたします。

なお、新たにガスの使用を開始されるお客さまについても、主契約料金表にもとづく契約の申し込みとあわせて本選択約款の適用をお申し込みいただくことにより、この選択約款の対象となります。

２．選択約款の変更

（１）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとの需給契約の内容は、変更後の選択約款に基づくものとし、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

（２）当社は、ガス需給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知のうえ、この選択約款を変更することがあります。

３．用語の定義

（１）「Ｊ－クレジット制度」とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度をいいます。

（２）「Ｊ－クレジット」とは、Ｊ－クレジット制度で認証された「クレジット」をいいます。

（３）「無効化処理」とは、Ｊ－クレジットについて、Ｊ－クレジット登録簿における移転及び使用の記録を制限する手続をいい、当該手続がなされたＪ－クレジットは、以後、他の用途への充当その他の処分を行うことができないものとなります。

（４）「排出係数公表制度」とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」に伴い、環境省及び経済産業省が都市ガス事業者ごとの排出係数を算定・公表する制度をいいます。

（５）「排出係数」とは、西部ガス株式会社が供給する都市ガスの使用に伴い発生する二酸化炭素（ＣＯ２）排出量を算定するために、西部ガス株式会社が公表するＣＯ２排出係数（排出係数公表制度にもとづき算定される数値を含みます。）をいい、当社は、二酸化炭素排出量の算定にあたり、西部ガス株式会社が公表する当該数値を用いるものといたします。

（６）「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

４．契約の締結

（１）この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。

（２）お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社所定の申込書等により当社に適用を申し込んでいただきます。

（３）契約期間は次のとおりといたします。

① 新たにガスの使用を開始されるお客さまが本選択約款を選択される場合は、料金の適用開始の日から１年間といたします。

② 既にガスの供給を受けているお客さまが本選択約款を選択される場合は、本選択約款の適用開始の日から１年間といたします。

③ ①又は②の契約期間満了に先立ってお客さま又は当社のいずれからも解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は同一の条件でさらに１年間継続するものとし、以降も同様といたします。

（４）当社は、お客さまがこの選択約款又は当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

５．使用量の算定

当社は、料金算定期間の始期および終期におけるガスメーターの読みにより、その使用量を算定いたします。

６．当社が供給するガスの条件

当社は、お客さまへ主契約料金表により供給するガスと同一の都市ガスを供給いたします。供給するガスの熱量、圧力および燃焼性は、ガス需給約款に定めるところと同じといたします。

７．二酸化炭素排出量の算定

当社は、対象期間（毎年３月の定例検針日の翌日から翌年３月の定例検針日までの１年間をいいます。以下同じ。）におけるお客さまのガスご使用量に対し、別表第２で定めた算定式により二酸化炭素排出量を算定いたします。

８．Ｊクレジットの無効化処理

（１）当社は、対象期間ごとに、７により算定した二酸化炭素排出量に相当するＪ－クレジットを購入し、原則として１年に１回、無効化処理を実施いたします。

（２）当社は、対象期間において無効化処理を行ったＪ－クレジットについて、当該無効化に係る証憑を、当該対象期間の翌年度６月末までに発行いたします。

９．料金

（１）お客さまのガス料金は、別表第１に定める基本料金及び従量料金の合計といたします。

（２）（１）の料金の支払方法その他の取扱いについては、ガス需給約款の定めるところによります。

10．精算について

お客さまが契約期間の中途でこの選択約款にもとづく契約を解約された場合、当社は、解約日の属する料金算定期間の初日にさかのぼって、ガス需給約款（主契約料金表）に定める料金を適用し、既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

11．名義の変更

お客さままたは当社が、契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその

後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

12. 契約の変更または解約

（１）お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは２によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。

（２）当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合には、契約期間中であっても、相互に契約を解約することができるものといたします。

13. 契約の中止

当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、お客さまに通知したうえで、この選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。

（１）Ｊ－クレジット制度が終了する場合又は大幅な制度変更がなされた場合。

（２）西部ガス株式会社によるＣＯ２排出係数の公表が終了する場合、又は排出係数公表制度が終了し、若しくは大幅な制度変更がなされた場合。

（３）Ｊ－クレジットの調達が困難となる等、やむを得ない事由がある場合。

14. その他

（１）この選択約款に定めのない事項については、当社のガス需給約款及び主契約料金表によるものといたします。

（２）この選択約款に定める事項について当社のガス需給約款と異なる定めがある場合は、当該事項についてこの選択約款の規定を適用するものといたします。

付　　則

１．実施の期日

この選択約款は、2026 年　10 月　1 日から実施いたします。

別表第１．適用する料金表

（１）　ガス料金は、基本料金及び従量料金の合計といたします。なお、使用量が 15 立方メートルまでの場合には料金表Ａを、使用量が 15 立方メートルをこえ、30 立方メートルまでの場合には料金表Ｂを、使用量が 30 立方メートルをこえ、100 立方メートルまでの場合には料金表Ｃを、使用量が 100 立方メートルをこえる場合には料金表Ｄを、それぞれ適用いたします。

（２）　料金表Ａ

イ　基本料金（１契約につき、消費税込み）

１契約につき（消費税込み）	８５８円２２銭

ロ　従量料金（消費税込み）

１立方メートルにつき（消費税込み）	２４６円７６銭

（３）　料金表Ｂ

イ　基本料金（消費税込み）

１契約につき（消費税込み）	１０６５円０２銭

ロ　従量料金（消費税込み）

１立方メートルにつき（消費税込み）	２３２円１０銭

（４）　料金表Ｃ

イ　基本料金（消費税込み）

１契約につき（消費税込み）	１４６８円２８銭

ロ　従量料金（消費税込み）

１立方メートルにつき（消費税込み）	２１７円８０銭

（５）　料金表Ｄ

イ　基本料金（消費税込み）

１契約につき（消費税込み）	２０３６円９８銭

ロ　従量料金（消費税込み）

１立方メートルにつき（消費税込み）	２１１円７５銭

（６）　日割計算

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した１か月換算使用量によります。

イ　日割計算後基本料金＝基本料金×日割計算日数／30

（備考）基本料金は、換算使用量の適用区分での基本料金とし、日割計算日数は料金算定期間の日数とし、計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨てます。

ロ　従量料金は、イにより適用することとされた料金表の従量料金といたします。

（７）　この別表に定めのない事項については、主契約料金表の定めるところによります。

別表第２．二酸化炭素排出量の算定方法

二酸化炭素排出量は、当社が供給する都市ガスの排出係数により算定される温室効果ガス排出量とし、次の算式により算定いたします（小数点第３位以下の端数は切り捨てます。）。

$$M = V \times F$$

Mは二酸化炭素排出量（kg-CO2）

Ｖは５により算定するガス使用量（m3）

Ｆは西部ガス株式会社が公表するＣＯ２排出係数（kg-CO2/m3）

（備考）Ｆは、西部ガス株式会社ホームページ「ＣＯ２排出係数等について」（https://www.saibugas.co.jp/profile/co2_emission_factor/index.htm）に掲載する数値のうち、当社の供給区域及びお客さまの適用区分に対応する数値を用います。